

## 5 群馬県企業局競争入札心得

## 群馬県企業局競争入札心得

入札参加者は、この心得、設計書、図面、仕様書、入札に関する関係法令等の規定を熟知して入札に参加しなければならない。

### 1 目的

群馬県企業局発注の建設工事に係る入札を行う場合における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）、群馬県建設工事執行規程（昭和40年2月16日訓令甲第2号）、群馬県企業局財務規程（昭和39年群馬県企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）及び群馬県企業局工事事務取扱要領（昭和55年3月31日総35号。以下「取扱要領」という。）に定めるところによるもののほか、この心得の定めるところによる。

### 2 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、設計書、図面、仕様書等に基づいて積算を行い、入札書を作成すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 入札書の作成に際し、設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、指定の様式（質問・回答書）により回答を求めることができる。ただし、非公表なものとして管理されているものは除く。
- (4) 誤字、脱字、押印漏れ等に十分留意して入札書を作成すること。

### 3 入札書の提出

- (1) 紙の入札書による入札（以下「紙入札」という。）においては、入札書は、工事ごとに封筒に入れ、工事名及び工事場所並びに住所・氏名を記載し、公告、又は指名通知書に示した日時に提出しなければならない。
- (2) ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、入札書は入力画面上において作成し、公告、又は指名通知書に示した日時までに、同システムにより提出するものとする。
- (3) 入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、引替え又は撤回することはできない。
- (4) 入札参加者は、紙入札において代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (6) 入札参加者は、自治令第167条の4第2項各号の規定により入札参加資格に制限を受けた者を入札代理人とすることはできない。
- (7) 入札に参加しようとする工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があると認められる者は、原則として当該工事の入札に参加できない。
- (8) 同一工事における入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる場合は、原則として当該工事の入札に参加できない（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

### 4 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、第1回目の入札（見積）書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出するものとする。
- (2) ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合の工事費内訳書の作成は、契約担当

者が指定するファイル形式等に基づきWord、Excel、PDFのいずれかのファイル形式により作成すること。

- (3) 入札参加者は、ぐんま電子入札共同システムにおいては工事費内訳書を契約担当者が指定する日時までにぐんま電子入札共同システムにより提出すること。
- (4) 工事費内訳書における工事価格は、入札金額と一致すること。
- (5) 入札参加者は、紙入札においては入札書及び第2項の工事費内訳書を契約担当者が指定する日時に入札会場に持参すること。

## 5 特定調達契約の入札

特例政令の規定が適用される特定調達契約の入札については、郵送(書留郵便に限る。)により入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書し、入札公告に示された入札日の前日午後4時まで発注所属の長に親展で必着するように措置しなければならない。

## 6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額の100分の5以上の額を入札保証金として納めなければならない。ただし、財務規程132条の13各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (2) 財務規程132条の13各号のいずれかに該当する場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除された金額に相当する額を納めなければならない。

## 7 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札を行うまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、紙入札の場合は、入札の前に、入札辞退届(又は辞退届)を提出すること。
- (2) 再度入札においては、紙入札の場合は、入札の前に、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。
- (3) ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、入札を辞退するときは、辞退届を入力画面上において作成の上、同システムにより提出するものとする。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 8 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 9 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 適正に入札を執行するために必要があると認められるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがある。

## 10 無効の入札

契約担当者は、財務規程132条の34の2各号の規定により次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。ただし、(3)については、入札保証金を免除した場合は、この限りでない。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 紙入札において、記名押印がないなど不備がある委任状や委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者の入札

- (4) 紙入札において、記名押印を欠く入札（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (5) 紙入札において、金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭又は入札に必要な事項の記載もれがある入札
- (7) 入札に際し不正行為を行った者のした入札
- (8) 紙入札において、同一の入札について2人以上の代理をした者の入札
- (9) 条件付きの競争入札において、「分割発注に伴う工事の取り扱い」により分割発注された工事の1つを落札した者の当該落札者決定順位の次順位以降の工事の入札
- (10) 指名停止期間中の者の入札
- (11) 工事費内訳書が提出されない、工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しない、工事内訳書の内容が該当工事の内容と合致しない、必要事項が記載されていない等の不合理があるとき。
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11 失格

- (1) 紙入札において、入札の開始時に入札会場に出席していない者は、失格とする（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、公告、又は指名通知書に示した日時までに入札を行わない者は失格とする。）。
- (2) 最低制限価格を設ける入札において最低制限価格未満の入札をした者は、失格とする。
- (3) 低入札価格調査制度の対象工事において失格基準価格の設定がある場合、失格基準価格未満の入札をした者は、失格とする。
- (4) 条件付き一般競争入札において、契約担当者が指定した日までに以下の書類を提出しない者は、失格とする。
  - ・入札参加資格確認申請書（条件付き一般競争入札（事前審査方式））
  - ・入札参加申請書（条件付き一般競争入札（事後審査方式））
  - ・入札参加資格確認資料
- (5) 紙入札において、入札執行者の指示に従わない者は、失格とすることがある。
- (6) 失格となった者は、再度入札に参加できない。

## 12 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。なお、総合評価落札方式による入札においては総合評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価点が同点の者が複数いる場合、価格以外の評価点がより高い者を落札者とする。価格以外の評価点及び価格点が同点の者が複数の場合には該当者の中でより低い価格で入札した者を落札者とする。入札価格が同額の場合には14(1)により落札者を決定する。
- (2) 自治令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内であって最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち最低価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 自治令第167条の10第1項の規定（いわゆる「低入札価格調査制度」）を適用する入札においては、予定価格の制限の範囲内で、低入札価格調査基準価格を下回る価格（失格基準価格を設定した場合には、かつ失格基準価格以上の価格）で入札が行われた場合は、低入札価格調査を実施し、落札者を決定する。
- (4) 契約担当者は、12(1)から(3)までの規定にかかわらず、契約内容が履行されないおそれがある者又は契約を締結することにより公正な取引の秩序を乱すおそれがある者を落札者としなないことがある。
- (5) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に文書又は口頭をもってその旨を通知する（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、同システムにより通知する。）。

## 13 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、原則として、入札不調とするが、直ちに再度入札を行うことがある（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、入札執行者が指定する日時において行うことがある。）。

## 14 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者又は落札候補者の決定

- (1) 落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者、落札候補者又は順位を定める（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、電子くじにより落札者、落札候補者又は順位を定める。）。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

#### 15 入札不調

契約担当者は、次の場合は入札を不調とする。

- (1) 最低制限価格を設ける入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。
- (2) 低入札価格調査制度を適用した入札において失格基準価格の設定がある場合、入札参加者全員が失格基準価格未満の入札をしたとき。
- (3) 入札において落札者がいないとき。
- (4) 入札の辞退等により、入札者が一業者となったとき。ただし、指名競争入札における第2回目以降の入札及び一般競争入札の場合を除く。

#### 16 契約保証金

(1) 落札者は、次の事項に応じた契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程132条の16各号の規定により契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- ① 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、財務規程第132条の15第2項第1号の規定による有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、財務規程第132条の16第1号又は第2号に規定する履行保証保険契約を締結した場合又は工事履行保証証券等の保証に付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
  - ② 金銭的保証では履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合の契約保証金は100分の30以上とし、工事履行保証証券等に係る保証（契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）によるものとする。
- (2) 取扱要領の運用第24条の規定により契約保証金を免除する場合であっても、契約解除の場合における違約金を免除するものではない。

#### 17 課税及び免税事業者届出書

落札者は、遅滞なく課税事業者届出書（取扱要領別記様式第5号の2）又は免税事業者届出書（取扱要領別記様式第5号の3）を提出すること。

ただし、提出を要しない旨の指示があったときは、この限りではない。

#### 18 契約の締結

- (1) 落札者は、契約書を作成する契約にあつては、契約書案に捺印して落札決定の翌日から起算して5日以内に提出しなければならない。
- (2) 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者の入札保証金は還付しない。また、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和61年4月1日制定）第2条の規定に基づく指名停止措置を行う。
- (3) 指名停止期間中の者とは契約を締結しないものとする。

#### 19 審査請求

入札をした者は、入札後、この心得、設計書、図面、仕様書等についての不明を理由として審査請求を申し立てることはできない。

#### 20 その他

建設工事に係る業務委託の入札については、この心得を準用する。

#### 21 電子入札による手続

ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、前各項に定めるほか、ぐんま電子入札共同システムによる手続により行うものとする。

- ・制定年月日 平成6年8月5日
- ・改正年月日 平成7年2月1日
- ・改正年月日 平成8年4月1日
- ・改正年月日 平成9年4月1日
- ・改正年月日 平成15年4月1日
- ・改正年月日 平成16年1月7日
- ・改正年月日 平成17年12月1日
- ・改正年月日 平成18年4月1日
- ・改正年月日 平成19年4月1日
- ・改正年月日 平成20年8月1日
- ・改正年月日 平成21年4月1日
- ・改正年月日 平成23年10月11日
- ・改正年月日 平成26年4月1日
- ・改正年月日 平成27年4月1日
- ・改正年月日 平成27年6月15日
- ・改正年月日 平成28年4月1日
- ・改正年月日 令和元年10月1日
- ・改正年月日 令和2年7月15日
- ・改正年月日 令和3年4月1日
- ・改正年月日 令和4年4月1日
- ・改正年月日 令和6年4月1日